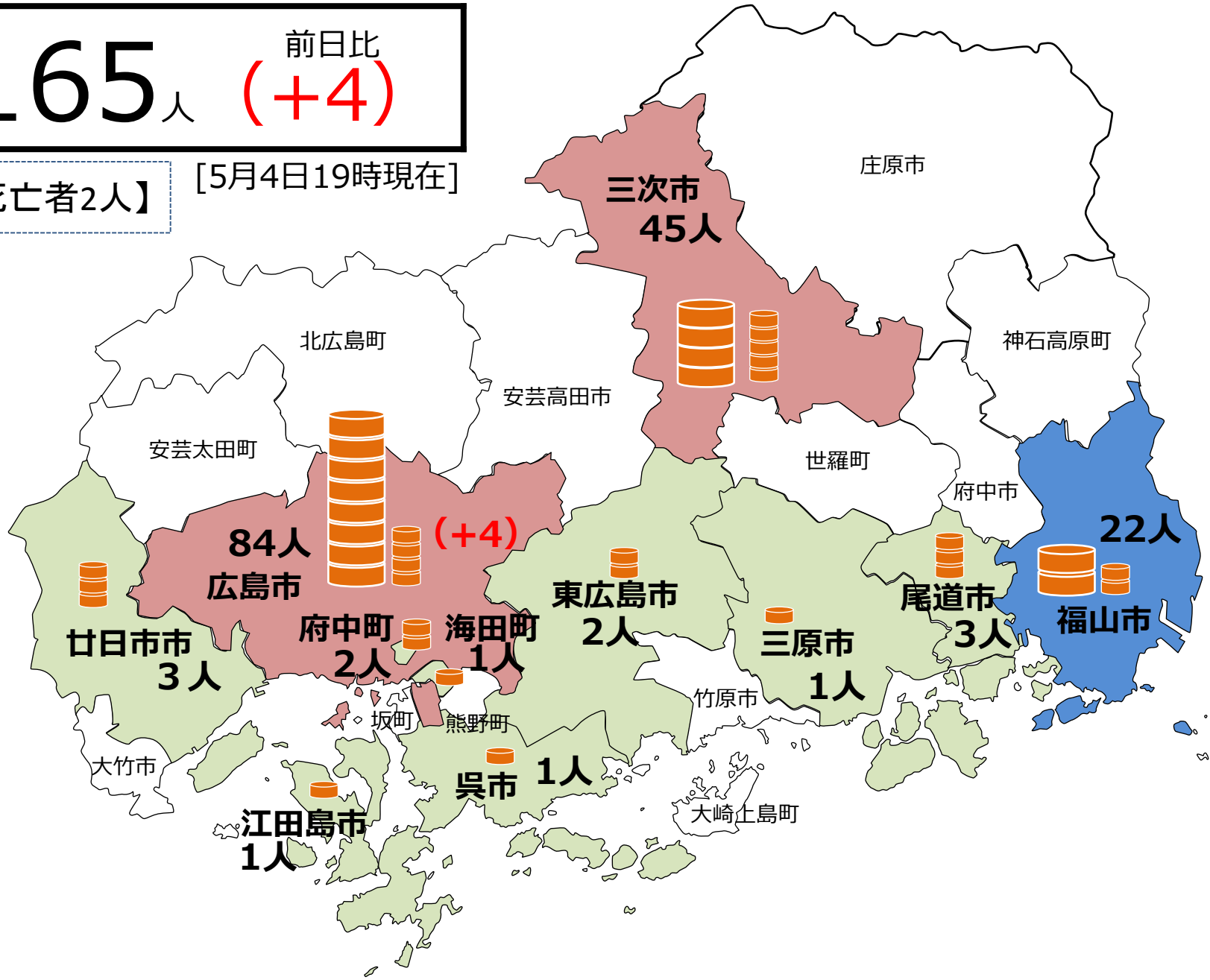


新型コロナウイルス感染症患者の状況（広島県）

延 **165**人 前日比 **(+4)**

【うち死亡者2人】

[5月4日19時現在]

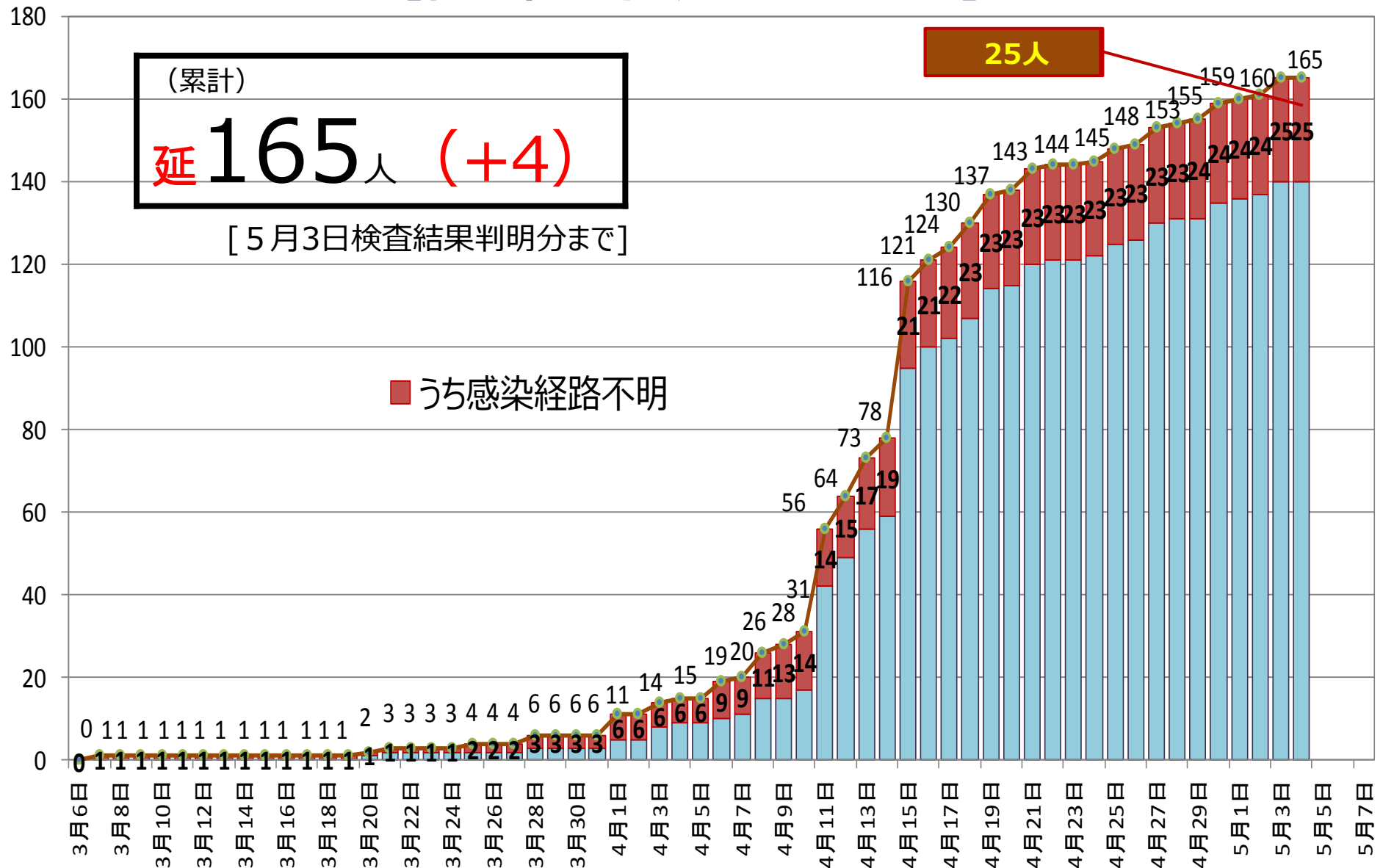


新型コロナウイルス感染症患者の推移（広島県） 【検査結果判明日ごとに整理】

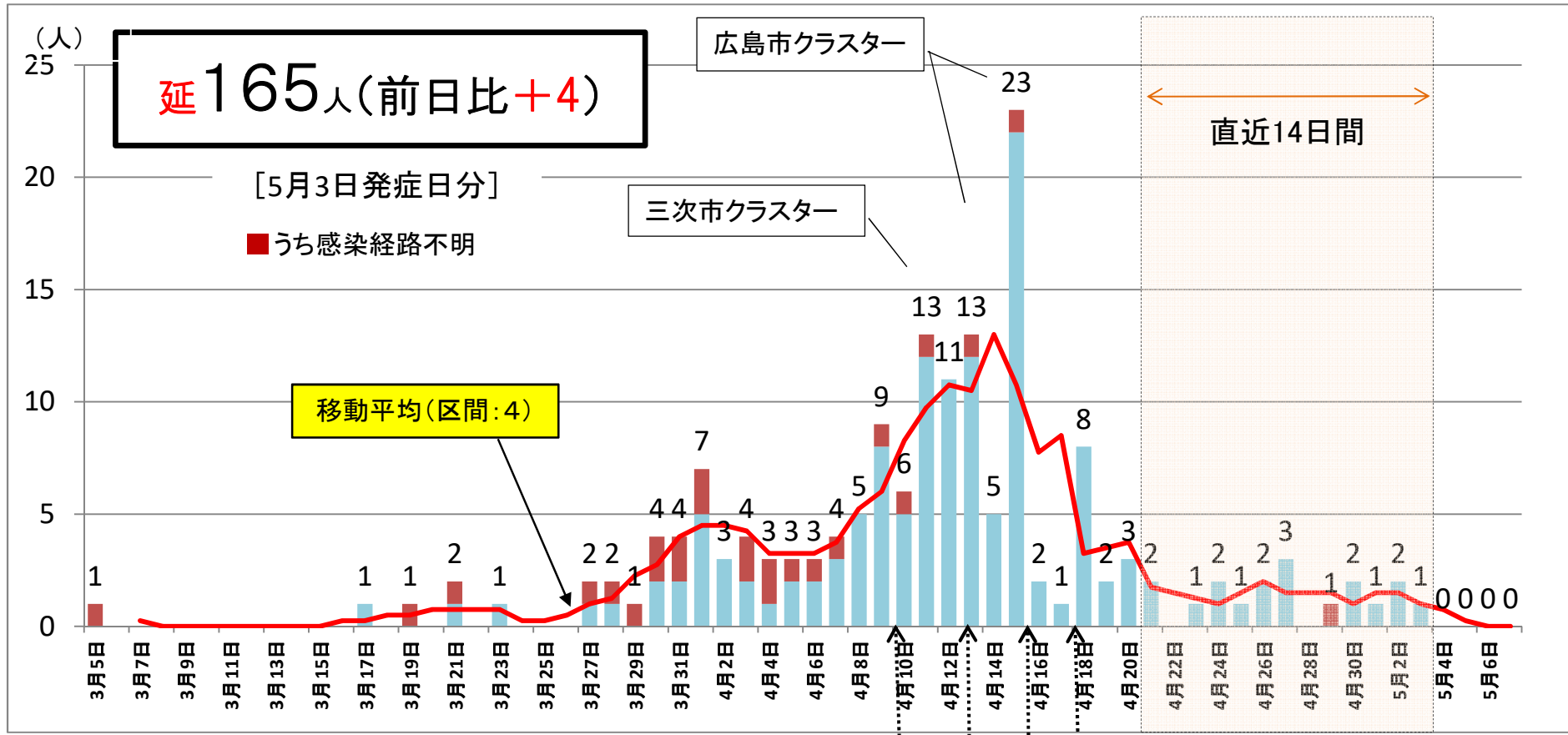
(累計)
延 165人 (+4)

[5月3日検査結果判明分まで]

■ うち感染経路不明



新型コロナウイルス感染症患者の推移(広島県) 【発症日別(無症状は判明日で整理)】



(注)発症日データについては、直近14日間に影をつけている。
同期間は、まだ今後感染者が報告される可能性が高いことに留意する必要がある。

4/10 要請 県週末外出自粛
4/13 宣言 県感染拡大計画
4/16 国緊急事態宣言
4/18 宣言 県緊急事態措置

広島県新型コロナウイルス感染症対策専門家委員会の意見〔令和2年5月4日〕 (新型コロナウイルス感染症対策専門員会議)

【感染状況】

- 感染者数165名，退院53名，死亡2名
- 感染者確認市町は，11市町
- ここ数日の新規の感染者数は，1日あたり数名で，感染経路不明の事案も限定的
- 広島市，三次市における患者クラスターについては，積極的疫学調査により全体像が把握されている

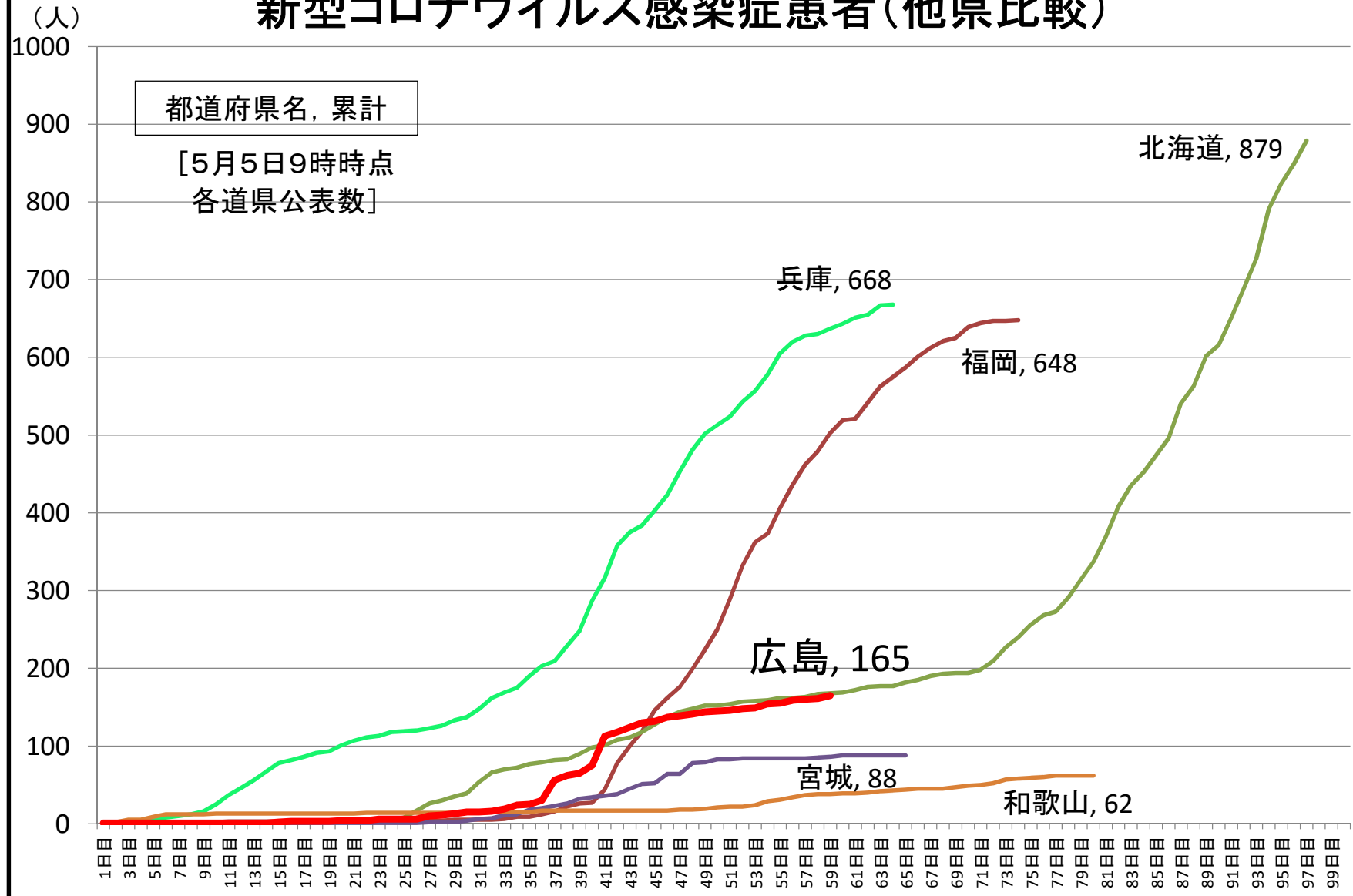
【医療体制等】

- PCR検査機器4台の追加整備や，民間検査機関・大学等の協力により，1日当たりの検査能力を130検体から350検体に拡充予定。
- トリアージセンターを設置し，病床の稼働状況を確実に把握(12病院，199床，66名入院)
- 宿泊療養施設については，130室を確保し，現在10名が入所
- 重症患者数のピーク時に必要な医療機能を確保するため，人工呼吸器39台，ECMO6台を追加整備予定

【評価】

- 国の専門家会議が示す、「新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域」に近い状況
- 一方、県民及び事業者に対する制限を一度に緩和することは、再度感染の拡大を招くため、引き続き、徹底した行動変容の要請によるまん延防止の継続が必要
- ただし、特に社会的に必要性が高く、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げることができる事業などについては、国の対処方針や疫学的状況、医療状況を注視しつつ、制限を一部徐々に緩和できるのではないか
- 引き続き、積極的疫学調査を徹底したデータに基づき、2週間を目途に評価を行い、疫学的状況、医療状況が悪化した場合には、再度制限を強化し、まん延防止に取り組むべき

新型コロナウイルス感染症患者(他県比較)



新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等

令和2年4月18日制定（令和2年5月5日変更）

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言の期間延長を受け、政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 基本的な考え方

- 本県においては、これまで複数のクラスターの発生などにより、160名を超える感染者が確認され、予断を許さない厳しい状況が続いてきたが、「新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域」に近い状況にあると考えられるものの、県民及び事業者に対する制限を一度に緩和することは、再度感染を招くおそれがあることから、基本的には、引き続き徹底した行動変容の要請によるまん延防止対策を継続する必要がある。
- 一方、このような状況及び対策の長期化による「自粛疲れ」の懸念に鑑みれば、特に社会的に必要性が高い活動であり、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げられる事業などについては、感染状況等を十分に注視し、県民が理解しやすい資料を示しつつ、制限を段階的に緩和しながら、県民の持続可能な努力を要請する。
- 現在の状況が続いた場合は、5月11日から一部施設の使用制限要請を緩和する見込みである。
最終的には、緊急事態宣言が解除される見込みである6月1日にレベル1（※）に移行できるようにするため、状況を勘案しながらレベル2（※）に移行しつつも、積極的疫学調査による感染者の早期発見と引き続きの接触機会の低減による感染防止に最大限取り組むこととする。（※別紙2「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」参照）
また、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。
- なお、こうした制限の緩和・強化にあたっては、新規感染者数、倍加時間、感染経路不明感染者数の割合、PCR検査体制、医療機関での患者受入状況、軽症者等宿泊療養施設の確保状況等について、専門家の意見をもとに判断する。
- さらに、今後、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県民一丸となって接触機会の低減に徹底的に取り組み、人と人との接触を8割削減することを目標として、事業者及び県民の協力を要請する。

(2) 事業者に対しては、

- ① 感染拡大につながるおそれのある施設については休業への協力を要請する。
- ② 以下の施設については、「3密」を避けるための措置を講じた上で、原則として、休業への協力要請は行わない。

- ・県民の安定的な生活の確保に必要な、食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設など
 - ・医療関係者・生活支援関係事業者及び、それらに関わる関係事業者の施設
 - ・社会の安定の維持に必要な施設
- ③ 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント・パーティー等の開催の自粛を要請する。
- ④ 休業を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを促す。
- ⑤ 都道府県をまたいで不急の出張や他の都道府県からの人の往来は、まん延防止の観点から厳に避けるよう要請する。

(3) 県民に対しては、

- ① 生活の確保及び健康の維持に必要なものを除き、外出しないことを要請する。
- ② 他地域との往来の自粛を要請する。

2 措置の対象とする区域

広島県全域

3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）

(法第24条第9項)

- (1) 別紙1に掲げる区分に応じ、休業への協力を要請する。
期間は、令和2年4月22日から令和2年5月31日までとする。
- (2) 今後の新規感染者数、倍加時間、感染経路不明感染者数の割合、PCR検査体制、医療機関での患者受入状況、軽症者等宿泊療養施設の確保状況等を考慮し、専門家により行動制限の緩和が可能と判断された場合は、別紙2に掲げるレベルに応じて別紙3により、施設の使用制限の要請を緩和する。
また、その後、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。
- (3) 以下の施設については、原則として休業への協力は要請せず、「5 適切な感染防止に向けた対策」の徹底を要請する。
- ・県民の安定的な生活の確保に必要な、食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設など
 - ・医療関係者・生活支援関係事業者及び、それらに関わる関係事業者の施設
 - ・社会の安定の維持に必要な施設
- (4) なお、以下の施設については、下記の点に留意すること。
- ・運動、遊技施設については、屋外は対象外とするが、屋内施設は対象とする。
 - ・商業施設、大学、学習塾等について、1,000㎡超の施設については、休業の協力を要請する。1,000㎡以下の施設は休業の協力を依頼する。

- ・大規模ショッピングセンターについては、対象施設と対象外施設の適切な区分を要請する。
- ・幼稚園については、対象とするが、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受け入れの継続を要請する。
- ・保育所、児童クラブについては、対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休所等について要請する。
- ・通所介護・短期入所利用の福祉サービスを提供する施設については、対象外とするが、可能な限りの利用自粛の依頼を要請する。
- ・食事提供施設については、対象外とするが、営業時間短縮（朝5時から夜8時まで）、酒類の提供時間短縮（夜7時まで）の協力を要請する。
なお、営業時間の制限要請については、今後の状況により、緩和又は解除することも見込む。

(5) 学校施設については、5月31日までの休業を基本とするが、文部科学省通知を踏まえた一部登校等の取組についての方針を別途整理する。

(6) 催物（イベント等）の開催制限については、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。

特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

なお、別紙3のとおり、感染防止対策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、リスクの態様に応じて適切に対応する。

4 徹底した外出の自粛の要請（法第45条第1項）

(1) 「1 基本的な考え方の（3）」及び、「県民の皆様へ5つのお願い」事項の順守を要請する。期間は、令和2年4月18日から令和2年5月31日までとする。

本県の現況は「新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域」に近い状況にあると考えられるものの、制限を一度に緩和すると、再度感染の拡大を招くおそれがあることから、引き続き、接触機会の低減に徹底的に取り組む。

(2) 今後の新規感染者数、倍加時間、感染経路不明感染者数の割合、PCR検査体制、医療機関での患者受入状況、軽症者等宿泊療養施設の確保状況等を考慮し、専門家により行動制限の緩和が可能と判断された場合（レベル2）は、外出自粛要請の対象を週末のみに緩和する。

また、その後、疫学的状況、医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。

(3) 本県における感染の状況（レベル）にかかわらず、3密回避、体調管理、手洗い・咳エチケット、人との距離確保といった基本的な感染対策の実施を継続していく。

5 事業所における適切な感染防止に向けた対策（法第24条第9項）

発熱者等の事業所等への入場防止（検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤停止など）や、飛沫感染（従業員のマスク着用、手指の消毒、こまめな手洗いなど）、接触感染防止のための対策（店舗・事業所内の定期的な消毒など）を講じるほか、以下の対策を講じる。

期間は、令和2年4月18日から令和2年5月31日までとする。

- (1) 休業協力要請を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割に削減することを目指す。
また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを行う。
- (2) 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促す。
- (3) 都道府県をまたいで不急の出張や他の都道府県からの人の往来は、まん延防止の観点から厳に避けるよう要請する。
- (4) 店舗等の利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保を強く要請する。

使用制限対象施設リスト

1 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合せ先	連絡先	
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ナイトクラブ	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	スナック	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	バー	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ダーツバー	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	パブ	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ネットカフェ	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	漫画喫茶	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	カラオケボックス・カラオケ喫茶	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	勝馬投票券発売所	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	場外車券売場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	場外馬（舟）券場	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	ライブハウス	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	風俗等に関する営業	対象				
大学・学習塾等 （オンライン授業は対象外）	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】	環境県民局	大学教育振興担当	082-513-2752
	専門学校	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	環境県民局	学事課	082-513-4496
	高等専修学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	医療系養成施設	対象	対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	医務課	082-513-3056
	専修学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	各種学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	日本語学校・外国語学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	インターナショナルスクール	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	自動車教習所	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】	広島県警	交通部運転免許課	082-228-0110
	学習塾（個人塾を含む）	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止に	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家庭教師	対象外	ついて協力を依頼。	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	英会話教室	対象	対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	音楽教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	囲碁・将棋教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
生け花・茶道・書道・絵画教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
そろばん教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
バレエ教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
体操教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
運動、遊技施設	体育館	対象	【要請内容】	地域政策局	スポーツ推進課	082-513-2641
	屋内・屋外水泳場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	地域政策局		
	ボウリング場	対象	対象外の施設については、適切な感染防止対策の協力を要請	地域政策局		
	スケート場	対象		地域政策局		
	ゴルフ場	対象外		地域政策局		
	ゴルフ練習場（※）	対象外		地域政策局		
	パッティング練習場（※）	対象外	※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。	地域政策局		
	陸上競技場（☆）	対象外		地域政策局		
	野球場（☆）	対象外		地域政策局		
	テニス場（☆）	対象外		地域政策局		
	サッカー場（☆）	対象外	☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする	地域政策局		
	フットサル場（※、☆）	対象外		地域政策局		
	弓道場	対象外		地域政策局		
	柔剣道場	対象		地域政策局		
	スポーツクラブなどの運動施設	対象		地域政策局		
	ホットヨガ・ヨガスタジオ	対象		地域政策局		
	テーマパーク	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	遊園地	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	マリーナ（※）	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	釣り堀（△）	対象	△一定の距離（2m）をとって利用可	農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	遊漁船（△）	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	潮干狩り（△）	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	観光遊船（△）	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
キャンプ場	対象					
マージャン店	対象					
パチンコ店	対象					
ゲームセンターなどの遊技場	対象					
劇場等	劇場	対象	【要請内容】	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	観覧場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	プラネタリウム	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	映画館	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3097
	演芸場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合せ先	連絡先	
集会・展示施設	集会場, 展示場, 文化会館, 多目的ホールなど	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業協力要請) 対象外の施設については, 適切な感染防止対策の協力を要請 □予約貸出のみ利用可	環境県民局	環境県民総務課	082-502-1340
	神社	対象外		環境県民局	学事課	082-513-4496
	寺院	対象外		環境県民局	学事課	082-513-4496
	動物愛護団体	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3103
	教会	対象外		環境県民局	学事課	082-513-4496
	博物館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	美術館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	図書館(□)	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	公民館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	科学館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	記念館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	水族館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	動物園	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	植物園	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	観光農園	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
その他の社会教育施設	対象	教育委員会	生涯学習課	082-513-5011		
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業協力要請) 対象外の施設については, 適切な感染防止対策の協力を要請	①商工労働局	①商工労働総務課	①082-513-3311
	ペット美容室(トリミング)	対象		②健康福祉局	②食品生活衛生課	②082-513-3103
	宝石類や金銀の販売店	対象		①商工労働局	①商工労働総務課	①082-513-3311
	住宅展示場(戸建て, マンション)	対象		②健康福祉局	②食品生活衛生課	②082-513-3103
	金券ショップ	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	古本屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	おもちゃ屋・鉄道模型店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	囲碁・将棋盤店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	DVD/ビデオ/CD/レコードショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	DVD/ビデオレンタル	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	アウトドア用品, スポーツグッズ店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ゴルフショップ	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	土産物屋	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	旅行代理店(店舗)	対象		商工労働局	観光課	082-555-2010
	アイドルグッズ専門店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ネイルサロン	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	まつ毛エクステンション	対象	①商工労働局	①商工労働総務課	①082-513-3311	
	スーパー銭湯	対象	②健康福祉局	②食品生活衛生課	②082-513-3097	
	岩盤浴	対象	①商工労働局	①商工労働総務課	①082-513-3311	
	サウナ	対象	②健康福祉局	②食品生活衛生課	②082-513-3097	
	整体院・リラクゼーション(※)	対象	①商工労働局	①商工労働総務課	①082-513-3311	
	エステサロン	対象	②健康福祉局	②食品生活衛生課	②082-513-3097	
	日焼けサロン	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	脱毛サロン	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	写真屋	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	フォトスタジオ	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	美術品販売	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	展望室	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	仏壇店	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	古い屋	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	生活必需物資の小売り関係等以外の店舗	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
	生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	対象	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311	
			※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は, 要請の対象外とする。			

2 施設の種別によっては休業の協力を要請する施設

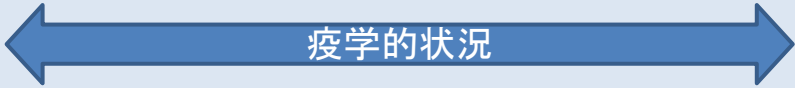



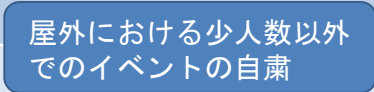
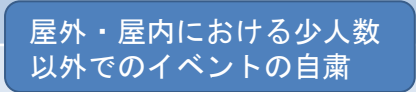
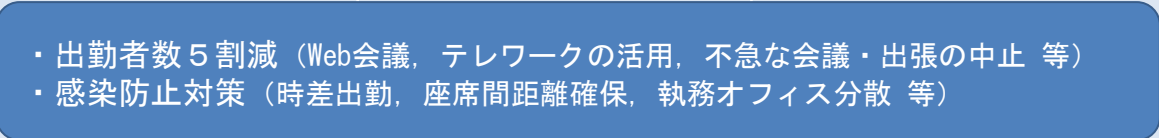
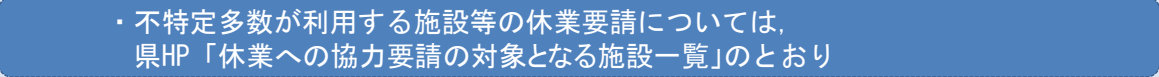
種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合せ先	連絡先	
文教施設	幼稚園	対象	【要請内容】 特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受入れの継続を要請	教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	小学校	対象	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請	教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	中学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	義務教育学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
	高等学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
高等専門学校	対象	環境県民局		大学教育振興担当	082-513-2752	
中等教育学校	対象	教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966		
特別支援学校	対象	教育委員会	学校経営支援課 特別支援教育課	082-513-4966 082-513-4981		
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請内容】 休業協力要請の対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請する。	健康福祉局	安心保育推進課	082-513-3174
	学童クラブ	対象外		健康福祉局	安心保育推進課	082-513-3174
	障害児通所支援事業所	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	障害者支援課	082-513-3158
	子育て世代包括支援センター	対象外		健康福祉局	子供未来応援課	082-513-3171
	子育て支援拠点	対象外		健康福祉局	こども家庭課	082-513-3167
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外		健康福祉局	障害者支援課	082-513-3158
	障害福祉サービス等事業所	対象外		健康福祉局	地域福祉課	082-513-3140
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外		健康福祉局	こども家庭課	082-513-3173
	婦人保護施設	対象外		健康福祉局	被爆者支援課	082-513-3109
	原爆養護老人ホーム	対象外		健康福祉局	地域福祉課 障害者支援課	082-513-3208 082-513-3158
通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	対象外	【要請内容】 休業協力要請の対象外とするが、可能な限りの利用自粛の依頼を要請	健康福祉局	地域福祉課 障害者支援課	082-513-3208 082-513-3158	

3 社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合せ先	連絡先	
医療施設(※)	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とす	健康福祉局	医務課	082-513-3056
	診療所	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	歯科	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	薬局	対象外		健康福祉局	業務課	082-513-3222
	鍼灸・マッサージ	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	接骨院	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	柔道整復	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。	農林水産局	販売・連携推進課	082-513-3588
	食料品売り場(※)	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	百貨店における生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ホームセンターにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	スーパーマーケットにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	コンビニエンスストア	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ショッピングモールにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ガソリンスタンド	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	靴屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	衣料品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	化粧品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	時計店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	眼鏡店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	かばん屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	雑貨屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	文房具屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	判子販売店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
酒屋	対象外	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311		
食事提供施設	飲食店(居酒屋含む)(宅配・テイクアウト含む)	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ・営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトを除く。)	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	料理店(宅配・テイクアウト含む)	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	喫茶店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	和菓子・洋菓子店等	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
住宅、宿泊施設	ホテル	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	カプセルホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	旅館	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	民泊	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	共同住宅	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	寄宿舎	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	下宿	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ラブホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
交通機関等	バス	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	タクシー	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	レンタカー	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	鉄道	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	船舶	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	航空機(空港)	対象外		土木建築局	空港振興課	082-513-4013
	物流サービス(宅配等)	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	倉庫・配送センター(港湾関係)	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	コンテナターミナル	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	旅客ターミナル(港)	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合せ先	連絡先	
工場等	工場	対象外	【要請内容】	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	作業場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
金融機関・官公署・事務所等	銀行・ATM	対象外	【要請内容】	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	消費者金融等	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	証券会社	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	保険代理店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	事務所	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
その他	メディア	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	総務局	ブランド・コミュニケーション戦略チーム	082-513-2374
	葬儀場・火葬場	対象外	※物価統制令の対象となるもの	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	質屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	理美容院	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	貸倉庫	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	貸衣装屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	呉服屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	不動産屋	対象外		土木建築局	建築課	082-513-4185
	結婚式場（貸衣装を含む）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ペットホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3103
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	プライダルショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	本屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	自転車屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家電販売店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	園芸用品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	手芸店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	修理店（時計・靴・洋服等）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	鍵屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	100円ショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	駅売店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家具屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	金物屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	自動車販売店・カー用品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	花屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	クリーニング店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ランドリー	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	造園・植木・花屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ごみ処理関係（産業廃棄物・一般廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽））	対象外		環境県民局	循環型社会課, 産業廃棄物対策課	082-513-2957 082-513-2963
	道の駅（貸会議室、土産物屋等）	対象		土木建築局	道路企画課	082-513-3891
	道の駅（食料品売り場、飲食店、銭湯、駐車場等）	対象外		土木建築局	道路企画課	082-513-3891

感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応

	徹底した行動変容の要請によるまん延防止			新しい生活様式による感染拡大の予防
区分	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
まん延の状況	感染の状況が厳しい	 疫学的状況		新規感染者数が限定的
	病状に応じた迅速な医療提供困難	 医療状況		病状に応じた迅速な医療提供可能
県民の皆様への要請	<ul style="list-style-type: none"> 人との接触機会を8割削減 全日の外出自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 人との接触機会を8割削減 全日の外出自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 週末の外出自粛 	
	 他地域との往来自粛			
 3密回避, 体調管理, 手洗い・咳エチケット, 人との距離確保				
事業者・企業への要請		 屋外における少人数以外でのイベントの自粛	 屋外・屋内における少人数以外でのイベントの自粛	
	 <ul style="list-style-type: none"> 出勤者数5割減（Web会議，テレワークの活用，不急な会議・出張の中止等） 感染防止対策（時差出勤，座席間距離確保，執務オフィス分散等） 			<ul style="list-style-type: none"> 3密回避 Web会議，テレワーク，時差出勤等の積極的活用
 <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数が利用する施設等の休業要請については，県HP「休業への協力要請の対象となる施設一覧」のとおり 				

使用制限対象施設等の今後の対応に関する整理

1 基本的な考え方

徹底した行動変容の要請を行うため、レベル1までは今の休業等要請の状態を継続すべきであるが、各施設の①社会的必要性（身体的・精神的な健康維持の有無、教育的要素の有無、代替性の有無など）と、②感染リスク（濃厚接触の程度（時間や距離）、濃厚接触行為の不特定性、濃厚接触行為の多少、3密状態の発生の程度、他県等から人が集まる効果・呼び込み効果の有無・程度など）を総合的に判断し、段階的に制限を解除していく。

2 制限解除の時期

このままの感染状況で推移した場合、5月11日から「レベル3」となる見込み。

最終的には、緊急事態宣言が解除される見込みである6月1日に「レベル1」に移行できるようにするため、検査と接触制限により「レベル2」に移行することを目指し、レベルに応じた制限緩和を行うこととする。

3 レベル別施設一覧

レベル3で解除（一定の条件下）

（大学・学習塾等）	自動車教習所
（博物館等）	動物園、植物園、図書館、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、プラネタリウム、
（劇場等）	劇場、観覧場、映画館、演芸場
（商業施設）	ペット美容室（トリミング）

【文部科学省の動向を踏まえ、別途整理】

大学、専門学校、高等専修学校、医療系養成施設、専修学校、各種学校、日本語学校、外国語学校、インターナショナルスクール

レベル2で解除（一定の条件下）

（大学・学習塾等）	学習塾（個人塾を含む）、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室
（運動、遊技施設）	キャンプ場、釣り堀、遊漁船、潮干狩り 屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場
（集会・展示施設）	動物愛護団体、公民館、その他の社会教育施設、観光農園、集会場、展示場、文化会館、多目的ホールなど
（商業施設）	金券ショップ、住宅展示場（戸建て、マンション）、整体院、写真屋、フォトスタジオ、仏壇店、ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、宝石類や金銀の販売店、おもちゃ屋・鉄道模型店、囲碁・将棋盤店、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、スーパー銭湯、日焼けサロン、美術品販売、展望室、占い屋、生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

レベル1

新しい生活様式に応じた感染防止対策に取り組む。

（大学・学習塾等）	バレエ教室、体操教室
（運動、遊技施設）	体育館、柔剣道場、スポーツクラブなどの運動施設、ホットヨガ・ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地、観光遊船、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場
（遊興施設等）	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス・カラオケ喫茶、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外馬（舟）券場、ライブハウス、風俗等に関する営業
（商業施設）	ネイルサロン、まつ毛エクステンション、岩盤浴、サウナ、リラクゼーション、エステサロン、脱毛サロン

4 食事提供施設

飲食店（居酒屋含む）（宅配・テイクアウトは除く）、料理店（宅配・テイクアウトは除く）、喫茶店、和菓子・洋菓子店等の食事提供施設については、次のとおり、営業時間の緩和・解除や、酒類の提供時間の解除を、段階的に実施する。

レベル 3

営業時間短縮の緩和

〔緩和前〕

朝 5 時から夜 8 時までの営業時間

酒類の提供時間は夜 7 時まで

⇒

〔緩和後〕

朝 5 時から夜 9 時までの営業時間

同左

レベル 2

営業時間短縮の解除

〔解除前〕

朝 5 時から夜 9 時までの営業時間

※酒類の提供時間は引き続き夜 7 時まで

⇒

〔解除後〕

通常営業

レベル 1

酒類の提供時間制限の解除

〔解除前〕

夜 7 時まで

⇒

〔解除後〕

通常営業

なお、個々の施設に関する問い合わせは、県ホームページ掲載の「休業への協力要請の対象となる施設一覧」をご確認ください。【URL】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/list.html>

5 イベント

比較的少人数（最大でも 50 人程度）のイベントについては、次のような感染防止対策を講じたうえで、段階的な制限の解除を行う。

- ① 3密の発生が原則想定されないこと。
- ② 大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- ③ 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等、適切な感染防止対策が講じられること。

レベル 3

屋外における少人数でのイベント

レベル 2

屋外・屋内における少人数でのイベント